

船猟会員の皆さまへ

会長 中西 典男

今年度、狩猟者登録ご希望の方へ、「お知らせ」

早いもので、狩猟者登録の時期も目前となりました。以下日程にて、狩猟登録事務を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。今年も「追加事項」があります。よくお読み下さい。
(支部により、一括して申請される場合は、従来のやり方で、登録申請をお願い致します)

「狩猟者登録」手続き、会場・日程等

日時： 8月22日(土)、 15:30 ～ 17:30 (17:30 には受付終了)
8月23日(日)、 15:30 ～ 17:30 (")

場所： 研修施設「クロス・ウェーブ船橋」

→ 船橋市本町2-9-3、JR船橋駅より徒歩約7分

8月22日(土) 1F：ミーティングルーム 141号室

8月23日(日) 1F：ミーティングルーム 141号室

(お車でお越しの方へ：「市役所」の有料駐車場が、近くて便利です。)

持参する書類について：

- 1) 同封の「受付チェックシート」(あらかじめ記入して下さい)
- 2) 狩猟免許のコピー(他県を申込みの場合。各県分につき×各1枚、が必要。必ず「A4用紙大」で！)
- 3) 銃砲所持許可証のコピー(許可証番号と、写真あるページ。必ず「A4用紙大」で！)
- 4) 申込み件数分×写真2枚ずつ(3.0cm×2.4cm、申請6ヶ月前以内、無帽・正面・上三分身・背景なし。
ウラ面に、氏名及び撮影年月日を記入。同一写真で2枚。県猟より「使い回しは×」との指示です。
例：「千葉県」で「網」「わな」「銃猟1種」申請＝3件。→3件×写真2枚ずつ ＝6枚の写真必要)
- 5) 登録手数料 ※ 事前の口座振込みもご利用ください
事前配布の「登録申請費用一覧表」をよくご覧ください。
- 6) 今年入会した方へ：保険書類用に、お預かりできる「印かん」をご持参下さい。一括作成する際に、ご使用させていただきます。

以 上

* 備考：

○ 狩猟登録申請費用の支払い

事務受付会場での支払い → 現金のみの受け付けとなります。

事前の口座での振り込み → みずほ銀行 船橋支店
普通口座 1 2 0 4 0 6 5
口座名義 船橋猟友会

注！ 事前に口座振込をした方は、事務受付会場へ
必ず「振込控」を持参して、ご呈示ください。

複数の県を申請される方へ。
金額が高額になると、「おつり」が不足しがちになるため、事前での
口座振り込みもできます。あわせてご利用ください。

お手数をかけますが、ご協力の段、よろしくお願いします。

船橋猟友会 事務局

注！！「今年度」休猟される（登録しない）方へ

⇒ 必ず「賛助会費」の手続きを！！！！！！

- ・今年度に狩猟登録をされない場合、自動的に「賛助会員」としての扱いとなります（会則第6条）
- ・賛助会員の場合、会費¥6000（銃猟者以外は¥4000 ※）を納入することになっています（会則第16条）
- ・もし納入がない場合、自然退会となります（会則第7条）

⇒ ※ 詳細はお問い合わせ下さい

<必ずお読み下さい>

当 船橋猟友会ですが、役員・事務局の人手不足のため、従来から行っている「書類関係の業務」の維持が難しくなっております。

よって会員の皆様へ、申し訳ありませんが、今後書類業務のやり方につき、下記のように変更してゆきます。何卒、ご理解のほどお願いいたします。

今回（狩猟登録事務、他）より、以下のようなやり方とします。

- ・書類の受付事務について、「集中受付日」を設けます。この間に受付をされた書類は、当会にて「申請・提出」等を行います。
- ・「集中受付日」以降での、書類の「申請・提出」に関しては、書類の処理が遅くなります。（書類交付が解禁日より遅れる場合も） ※1
- ・狩猟登録書類については、今まで返納時には設けていませんでしたが、「集中受付日」を設けるようにいたします。この間に受付した書類は、当会より関係窓口へ返納いたします。 ※2
- ・今後「郵送」の通知から、「船猟 HP」での掲示へ切り替えてゆきます。

※1

今まで期間外に、直接会長へ「会員からの郵送、持込み」という方法も、とっておりましたが、今後このやり方は、改める方向で検討中です。

※2

返納「集中受付日」は、最も登録の多い「千葉県」の返納に間に合うよう設定をする方向となります（2月末ぐらい）。

他県登録の方には申し訳ないのですが、「3月末」「4月上旬」まで狩猟可能な「道府県」の場合、終猟後の書類返納は「返納期限」に間に合うよう提出が必要です。その場合、会員個人での「返納・提出」をお願いする場合がございます。